

社会福祉法人きすき福社会役員及び評議員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きすき福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定及びその他の規定等に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事(理事長を含む)及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項第3号で定める報酬、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員・選任解任委員会、行政庁監査、又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間以外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 この法人の役員（理事及び監事等）の報酬総額は、年間1,000,000円以内とする。

3 役員等の報酬の額は別表第1のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は職務執行の当日又は職務執行の属する月の翌月20日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その前日、）支払うものとする。

（報酬の支払い方法）

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬等の支給日）

第7条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払いものとする。

（報酬等の支払い方法）

第8条 報酬等は通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意が得られれば、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第9条 役員等の費用は、別表第2に定める通りとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者にたいしては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第12条 この規程の実施に関しては必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 5 年 5 月 2 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 3 月 1 4 日から一部変更する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 1 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 1 月 2 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 6 月 1 5 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する

役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人きすき福社会